



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定等委員会だより



目次

- P.2
2025年4月から「公益法人制度」が変わります
- P.3
2026年4月から新しい「公益信託制度」が始まります
- P.4
令和5年度相談会事業の結果について
- P.6
公益認定申請・法人運営相談等について

2025年4月^(※)から 「公益法人制度」が変わります

(※)現時点における予定

社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行っていただけるよう、**自律的な経営判断が尊重**されるとともに、**透明性が高く信頼性が高い**仕組みへと見直す取り組みです。

改正のポイント

☑ 財務規律の柔軟化・明確化（より自由な資金活用）

- ・ 収支相償原則・遊休財産規制が変わります

☑ 行政手続の簡素化・合理化（より柔軟な事業展開）

- ・ 収益事業等の変更は届出で可能になります

※ 公益目的事業の変更についても内閣府令等で手続簡素化予定

☑ 自律的ガバナンスの充実、透明性向上

- ・ 外部理事・監事の導入、**(更なる信頼確保)**
- ・ 3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則

※ 外部理事・監事...過去10年間当該法人の使用人等であった者以外の理事・監事

※ 新たな対応が必要な措置については経過措置を設けています

今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政省令、ガイドライン、会計基準など公益法人制度全体を見直していきます。

【公益法人制度に関する内閣府相談窓口】

電話番号：03-5403-9669

受付時間：平日10時～16時45分

改正の詳細や最新の検討状況は
こちらをご覧ください⇒



2026年4月^(※)から 新しい「公益信託制度」が始まります

(※)現時点における予定

公益信託は、**契約・遺言**により**委託者**から**受託者（担い手）**に託された**財産**を用いて、受託者が「**委託者の思い**」に沿った**公益活動**を継続的に行う仕組みです。
今般、公益信託制度が抜本的に見直され、**民間の公益活動のより身近なツール**となりました。

「あなたの思い」が社会を変えます

☑ 担い手の範囲が拡大

信託会社に加え、公益法人・NPO法人等が社会的課題解決のノウハウを生かして公益信託の担い手になることができます。

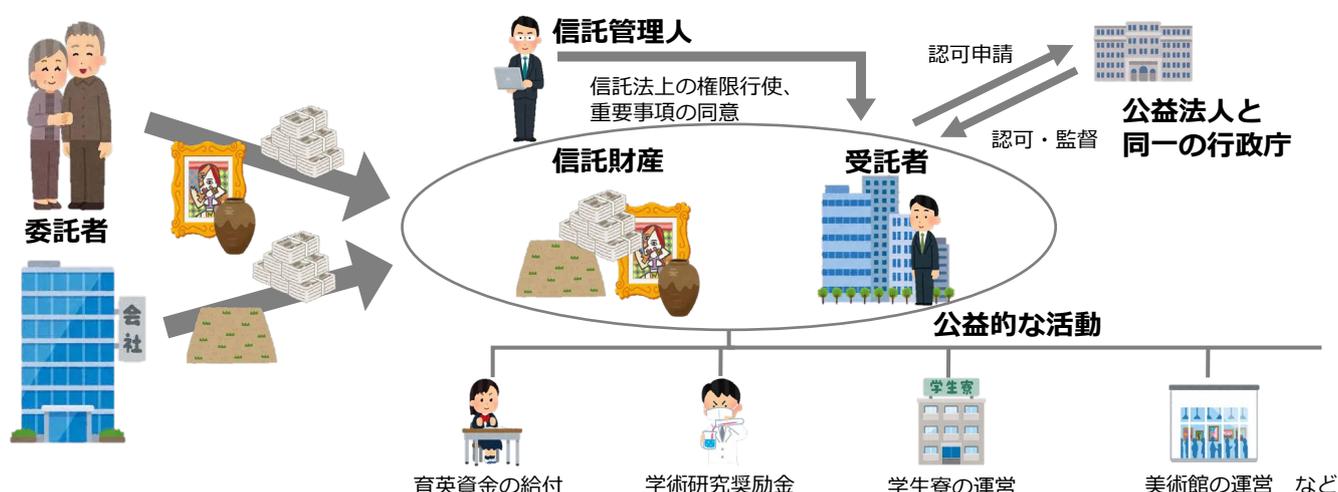
☑ 信託財産・信託事務の範囲が拡大

金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産にして、助成以外の公益的な活動もできます。

☑ 透明性の高い認可・監督の仕組みへ

これまでバラバラであった公益信託の申請・相談窓口が一元化され、認可・監督の基準も統一的なものになります。

新公益信託制度のイメージ



既存の公益信託の移行について経過措置を設けるとともに、今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政省令、ガイドライン、会計基準等を整備していきます。

令和5年度相談会事業の結果について

～公益法人制度の普及促進のための相談会形式による広報業務～

<相談会事業 について>

平成22年度より、内閣府では公益法人及び公益認定申請を検討する一般法人を対象に、法人運営に係る支援や公益認定申請に係る手続等について、内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）が個別相談に応じる相談会を行っています。

相談の方式については、相談法人の事情に合わせて選択できるよう、対面・オンラインの両方で開催しています。

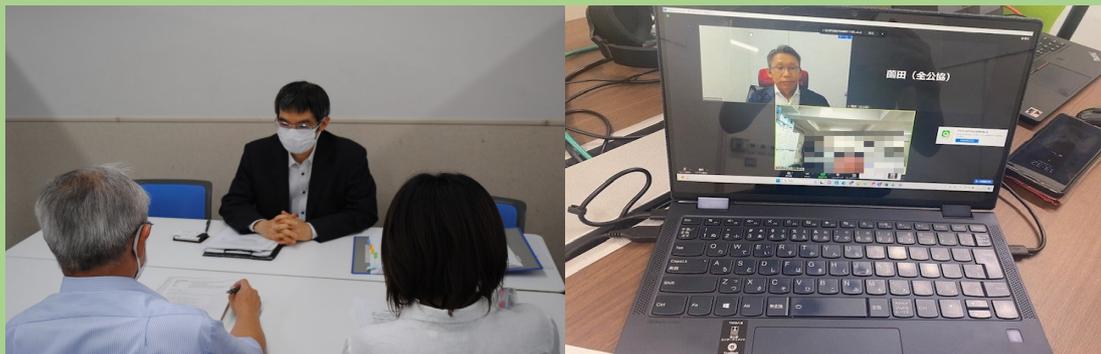
<令和5年度の実績について>

- ・ 開催回数：対面7回（東京都4回、大阪府2回、福岡県1回）
オンライン6回
の計13回
- ・ 相談法人数：200（延数）
- ・ 相談内容（公益法人）：財務・会計に関するものが約5割、機関運営に関するものが約2割となっています。

※ 相談が多い事項

財務・会計に関するもの 会計処理、特定費用準備資金等の積立・取崩
機関運営に関するもの 役員等の選・解任、任期管理、開催通知等

- ・ 相談者からは、「明確なアドバイスをいただいた」、「丁寧であった」、「今後も継続して欲しい」等の感想が寄せられました。



内閣府主催

「公益認定申請」「公益法人運営」に関する
「無料オンライン相談会」

2023年7月28日（金）
①13:00～、②14:00～、③15:00～、④16:00～（各50分）

相談事例

- ・法人運営（役員選任、理事会、社員総会、評議員会の運営等）
- ・財務・会計（会計処理、収支振替の計費等）・税務（消費税、寄付金控除等）
- ・定款等議定（定款変更・見直し等）等
- ・その他
- ・公益認定申請（公益目的支出計画のみお受けします）

※ オンラインミーティング用ツール Zoom を使用します。
◎ 各自のPC（Webカメラ）は、導入時にてご用意いただいたパソコン1台（カメラ・マイク付）に開らせていただきます。

※ 移動しながらのスマホやタブレットでのご相談はご遠慮ください。

ご相談は無料！ 些細なことでもお気軽にご相談ください！

※ 申込中心より詳細は以下のURLからQRコードからご確認ください

<https://b.koueki.jp/3B7TIQs>

内閣府主催 相談会 検索 7月14日 17時

TEL: 03-4446-6980

< 令和6年度事業について >

現在、実施に向けて調整中です。
 日程等詳細は決定次第、委員会だより、メールマガジン、ホームページ、X（旧Twitter）により、順次公表してまいります。

令和6年度「公益法人等制度に係る相談員」一覧

50音順、令和6年4月現在

	氏名	主な資格	区分	所属
1	居関 剛一	公認会計士、税理士	会計	居関公認会計士事務所
2	江藤 栄作	公認会計士、税理士	会計	あやめ監査法人 江藤公認会計士事務所
3	大内 隆美	元 内閣府新公益法人 制度 普及・啓発員	両方	構想日本
4	大立目 克哉	公認会計士	会計	有限責任あずさ監査法人
5	坂井 義紀	弁護士	法律	景山・坂井・竹野法律事務所
6	佐々木 健一	公認会計士、税理士	会計	虎ノ門有限責任監査法人
7	佐藤 香織	弁護士	法律	鳥飼総合法律事務所
8	篠田 憲明	弁護士	法律	三宅坂総合法律事務所
9	高野 真紀子	税理士	会計	辻・本郷税理士法人
10	高橋 美和	弁護士	法律	TH総合法律事務所
11	徳永 浩司	公認会計士、税理士	会計	徳永会計事務所
12	戸塚 裕也	公認会計士	会計	辻・本郷税理士法人
13	永島 公孝	税理士	会計	永島税理士事務所
14	長島 亘	弁護士	法律	丸の内総合法律事務所
15	中森 泉	弁護士	法律	中森泉法律事務所
16	福山 健太	税理士	会計	福山会計事務所
17	古川 美和子	税理士	会計	辻・本郷税理士法人
18	本田 聡	弁護士	法律	鳥飼総合法律事務所
19	前本 修	公認会計士、税理士	会計	前本会計事務所
20	益尾 博子	税理士	会計	税理士法人河合会計事務所
21	増川 まさい	税理士	会計	増川まさい税理士事務所
22	宮山 雅光	弁護士	法律	三上・宮山法律事務所
23	森川 英一	行政書士	法律	行政書士森川事務所

公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information
トップページ → 「窓口相談」
電話 03(5403)9669

■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669
時間 平日10時～16時45分



■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587
03(5403)9557
平日 9時～12時
13時～17時30分
(12時～13時は対応していません。)

■ 公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を対面及びオンラインで開催いたします。

（相談時間は、1法人につき1時間程度《要事前申込》）

詳細は、公益法人informationトップページ → 「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」

※ 令和6年度の相談会の開催については調整中です。決定次第、本日より、ホームページ等でお知らせします。

■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」(https://www.koeki-info.go.jp/) について

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。

トップページ → 「公益法人とは」 → 「公益法人等の検索」

活動紹介を希望する公益法人を募集しています。

掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

X、YouTube、メールマガジンでも、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555